

令和8年度 只見町会計年度任用職員

只見町地域おこし協力隊「只見ユネスコエコパーク推進協力隊」募集要項

1. 趣旨

只見町は、平成26年6月12日、人と自然との調和ある関係を実現する国際モデル地域であるユネスコエコパーク（ユネスコMAB計画の生物圏保存地域）に登録されました。

ユネスコエコパーク登録の根拠となった只見地域の自然環境・生物多様性・伝統的な生活文化を保護・保全しつつ、それらを人材育成や地域振興に活かした町づくりを推進する地域おこし協力隊“只見ユネスコエコパーク推進協力隊”を下記のとおり募集します。

2. 募集人員

1名

3. 業務内容

- (1) ユネスコエコパーク推進に関すること（自然環境・生物多様性の保護・保全、学術調査研究・人材育成、地域資源を活用した地域振興など）
- (2) 只見ユネスコエコパーク推進協議会事務局に関すること
- (3) 只見町ブナセンター事業の企画・運営に関すること
- (4) 関連する各種事務処理等

4. 募集対象

以下の（1）～（9）の要件をすべて満たす方

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に在籍し、採用決定後は速やかに只見町に住所登録し生活拠点を移すことのできる方。（※総務省 特別交付税措置に係る地域要件確認表参照）
- (2) 応募の時点で20歳以上の方
- (3) 地域住民と協力しながら、意欲と情熱を持って活動できる方
- (4) 田舎暮らしを楽しみながら積極的に活動に取り組める方
- (5) 普通自動車運転免許（オートマ限定可）を有する方又は着任までに取得できる方
- (6) パソコン（電子メール、エクセル、ワード、パワーポイント等）の一般的な操作ができる方
- (7) 大学等で生態学に関する知識を学んだ方あるいは生態学に関連する業務に従事した経験がある方
- (8) 野外での調査等の活動が可能な方
- (9) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方

5. 勤務条件

- (1) 任用開始 令和8年4月1日（予定）

※最も早い場合であり、個別の事情に応じて対応します。

※期間は、採用決定後最低1年以上の勤務を前提とし、最長3年を限度に

再任可能です。

- (2) 報酬等 只見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の定めると
ころによります。

※月額：金 217,350円～（月21日勤務の場合）

※通勤手当有

※期末手当等が条件に応じ支給されます。

- (3) 勤務先 只見町内

（※主たる勤務地：只見町交流推進課ユネスコエコパーク推進係）

- (4) 勤務時間 原則として1週あたり5日の勤務とし、労働時間の目安を37時間
30分と定めるフレックスタイム制とします。

- (5) 待遇・福利厚生

- ①活動期間中の居住する住宅料は町が負担（5万円/月 上限）しますが、光熱水費・
通信費は自己負担とし生活備品等は準備願います。
- ②業務に係る車輌、消耗品、研修旅費等活動費は、予算の範囲内で町が負担します。
- ③社会保険等は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、非常勤公務災害補償に加入し、
年次休暇（有給休暇）は基準法等関係法令によります。
- ④転居するにあたり必要な費用は個人の負担とします。

6. 応募手続

- (1) 受付期間 令和8年1月30日（金） 17:00まで
(2) 提出書類 「只見ユネスコエコパーク推進協力隊」応募用紙に必要事項を記入し、写
真添付のうえ電子メールもしくは郵送にてご応募ください。

7. 選考方法

- (1) 1次選考 提出書類審査のうえ、結果を応募者全員に通知します。
(2) 2次選考 1次選考合格者に対し面接を行います。（1次選考に合格された方のみ、
2次選考の日時・場所を個別にご連絡いたします。）
(3) 選考結果 2次選考終了後、文書で通知します。（採用時期については、受け入れ
準備が整い次第、速やかに着任していただきます。）

8. その他

募集に関する質問は、下記へファックス、メール又は郵送で行ってください。

9. 応募・問い合わせ先

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下2590番地

只見町役場交流推進課ユネスコエコパーク推進係

（電話）0241-82-5963 （FAX）0241-72-8356

（メールアドレス）tadamibr@town.tadami.lg.jp